

## 公 示

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成15年2月28日公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和7年8月1日

関東運輸局長 藤田 礼子

### 記

別添新旧対照表のとおり改める。

附 則 （令和7年8月1日付け関自貨第529号により一部改正）

この処理方針は、令和7年8月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について  
 (平成15年2月28日付け公示)

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成15年 2 月 28 日                  平成25年10月 9 日                  令和元年10月 1 日  <u>令和 7 年 8 月 1 日</u></p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 淡路 均</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 大臣権限に係る審査基準                  (略)</p> <p>2. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準                  (略)</p> <p>3. 標準処理期間                  (1) 一般貨物自動車運送事業の許可  <span style="float: right;">3～5ヶ月</span>                  (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成15年 2 月 28 日                  平成25年10月 9 日                  令和元年10月 1 日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 淡路 均</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 大臣権限に係る審査基準                  (略)</p> <p>2. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準                  (略)</p> <p>3. 標準処理期間                  (1) 一般貨物自動車運送事業の許可  <span style="float: right;">3～5ヶ月</span>                  (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可</p>

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
 (運輸支局長権限に係るもの) 1～3ヶ月  
 (その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～4ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可  
 1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可  
 2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可  
 2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
 1～3ヶ月
- (12) 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可  
 1～3ヶ月
- (13) 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可  
 1～3ヶ月
- (14) 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可  
 1～3ヶ月
- (15) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達  
 5～10日
- (16) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可  
 2ヶ月

4. その他  
 (略)

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
 (運輸支局長権限に権限に係るもの) 1～3ヶ月  
 (その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～4ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可  
 1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可  
 (大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
 (地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可  
 2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可  
 2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
 1～3ヶ月
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達  
 5～10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可  
 2ヶ月

4. その他  
 (略)

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申

請について適用する。

2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成25年10月9日一部改正）

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年10月1日一部改正）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和7年8月1日一部改正）

本処理方針は、令和7年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

請について適用する。

2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成25年10月9日一部改正）

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年10月1日一部改正）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。